

埼玉県産業技術総合センター運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）の運営について検討するため、埼玉県産業技術総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員は、10名程度とし、委員会を開催する都度、センターの長（以下「センター長」という。）が依頼する。

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) センターの事業業務に関する事項

(2) センターの研究業務に関する事項

(3) その他センター長が必要と認める事項

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 委員会は、「附属機関等への県民参加の促進に関する指針」に基づき、広く公開するものとし、別に運営委員会傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画・総務室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。